

固定資産の価格等の縦覧ができます

土地または家屋の固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、土地課税台帳等や家屋課税台帳等に登録された価格と、市内の他の土地または家屋の価格との比較

ができるよう縦覧帳簿を見ることが

- 縦覧期間・時間 4月1日(水)～6月1日(月)午前9時～午後4時(平日のみ)
- ※土地にかかる納税者は土地の、家

屋にかかる納税者は家屋の縦覧帳簿を無料で縦覧できます。

- 縦覧場所 税務課資産税係
- 縦覧に必要なもの 納税通知書(ない場合はマイナンバーカード・運転免許証等、本人確認できる書

類)
※縦覧期間中は無料で名寄帳の交付が受けられます。時間、場所、無料交付に必要なものは、前述のとおりです(縦覧期間外の名寄帳の交付は、1件300円の手数料がかかります)。

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税(100㎡相当分までに限る)の3分の1相当額を減額します。

- 減額の要件 新築した日から10年以上経過し、次の①・②のいずれかの人が居住する住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積40㎡以上240㎡以下)であること
- ①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)

②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人、または申請時に障がいのある人

■対象となる改修工事 令和13年3月31日までに、次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段のこう配の緩和
- ③浴室の改良

④トイレの改修

⑤手すりの取り付け

⑥床の段差解消

⑦引き戸への取り替え

⑧床表面の滑り止め

■申請手続 改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類(工事明細書や工事箇所の写真等)と居住要件を満たすことを示す書類等を添えて申請してください(必要に応じ、現地確認を行

います)。
※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを添付)。
※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983-2480)

スマホ決済アプリ

4月からAEON Pay、Pay B、楽天ペイが利用可能に

公金(保険料、上下水道料金、市税等)のスマホ決済アプリによる納付が、Pay Pay、au PAY、d払い、Fami Payに加え、4月からAEON Pay、Pay B、楽天ペイでも支払いが可能になります。

公金の納付書に記載されているバーコードをスマホのカメラで読み取

り、電子マネーで決済を行うことができます。なお、バーコードがないものや、納期限を過ぎた納付書は利用できません。

詳しくは、各公金担当課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

- 国民健康保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)=国保医療課(国保☎983-2962、後期☎983-2976)
- ▶介護保険料(普通徴収)=高齢介護課(☎983-1328)
- ▶市営住宅等の住宅使用料および駐車場使用料=住宅管理課(☎983-5767)
- ▶上下水道料金=経営課(☎983-5216)
- ▶市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税=税務課(☎983-2481)

令和7年度(令和6年1月から12月の所得)の税の証明書はコンビニで取得できます

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の搭載要)を使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要

■取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書
※申告書等の課税資料が提出されていない場合(未申告)は証明書を

発行することができません。
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映まで時間がかかる場合があります。
※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がないと、証明書の発行ができません。

■サービス利用方法

各コンビニエンスストア等にマイナンバーカードを持参のうえ、マルチコピー機の案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択

し、案内手順にしたがって操作してください。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)
※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■交付手数料

1通200円(市役所窓口での交付は1通300円)
※過年度(前年度や前々年度など)分は、コンビニ交付対象外です。

本庁市民税係窓口または、郵送で請求してください。

※「調整控除額」や「調整額」の記載が必要な場合、コンビニ交付では対応していません。本庁市民税係窓口または、郵送での請求をご利用ください(ご利用の際は、上記の調整控除額等が必要な旨をお申し出ください)。

※令和8年度(令和7年1月から12月の所得)の税の証明書は、6月1日(月)から発行可能となりますのでご注意ください。

税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的に、窓口で書

類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料(郵送請求の場合は写

し)を持参してください。

- ①マイナンバーカードや免許証等、官公庁が発行した顔写真付き証明書を1点

②資格確認書、介護保険証、年金手帳等のうち2点

③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と、②の書類のうち1点

☎税務課市民税係 (☎983-2164)

市税・国保料の納付は便利な口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

■申し込み

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関には同依頼書がない場

合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

口座振替依頼書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される

場合は、お早めに担当課までご連絡ください。

■口座振替ができる科目等
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

☎市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)